

議案第5号

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月5日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第8条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。